

NO. 468
平成 15 年(2003)
4 / 1 (火)



小笠原 OGASAWARA -
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(3/1)	2,385人		2月気象状況(父島)	ダム貯水量
人口	父島	母島	最高気温	3/26 現在
世帯	1,924人	461人	最低気温	父島
短期滞在者	1,043	239	平均気温	100/100
	16人	118人	平均湿度	母島
			月降水量	84.4/100

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 鳥 ハハジマメグロ
木 タコノキ 魚 アオムロ

4月1日から南島・母島石門一帯で「適正な利用のルール」が実施されます

平成14年9月30日に東京都と小笠原村で締結された「適正な利用のルール等に関する協定書」に基づき「適正な利用のルール」が平成15年4月1日より実施されます。

南島・母島石門一帯の自然環境を後世まで残し、いつまでも利用できるようにルールを順守してください。

【村民の利用について】

南島は今までの自主ルールどおりです。事前に村役場で申請してください。

母島石門一帯は村民もガイド同行でご利用ください。

【適正な利用のルール】

《共通ルール》

東京都自然ガイドの指示に従う。

東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。

定められた経路以外を利用しない。

植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。

動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。

動物にえさを与えない。

動物を脅かしたり、追い立てたりしない。

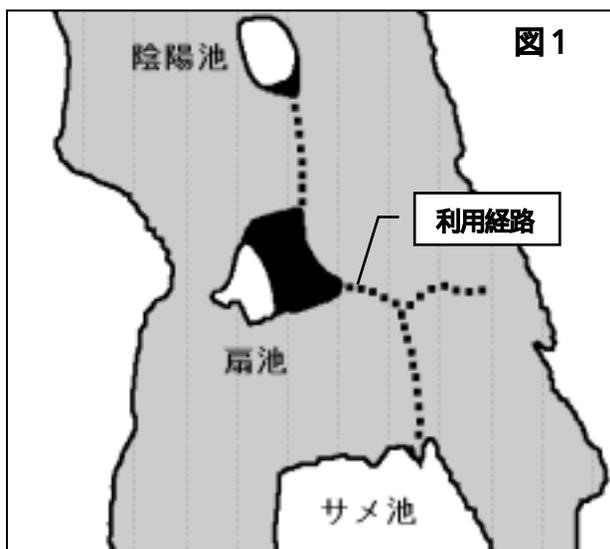
岩石などに落書きをしない。

ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海に投棄しない。



【個別ルール】

名 称	南 島	母 島 石 門 一 帯
利 用 経 路	図1のとおり。利用経路外は立ち入り禁止	図2のとおり。利用経路外は立ち入り禁止
最大利用時間	2時間	制限なし
1日あたりの最大利用人数	100人(上陸1回あたり15人)	50人(1回あたり5人)
制 限 事 項	11月から翌年1月末(年末年始の8日間を除く)までを入島禁止期間とする。詳細な日程は年度毎に定める。	鍾乳洞は立入禁止
ガイド1人当たりの利用人数の上限	15人	5人



問合せ先 小笠原村産業観光課 2-3114

小笠原支庁土木課自然公園係 2-2123

4 月 2 7 日(日)は 小笠原村議会議員選挙の日です。 < 母島は繰上投票 4 月 2 6 日(土)です。 >

よりよい小笠原村を実現するためにふさわしい代表者を決める選挙です。

忘れずに投票しましょう。

< 選挙日程 >

告示日	平成 15 年 4 月 22 日 (火)	
繰上投票日 (母島)	4 月 26 日 (土)	午前 7 時から午後 8 時まで
投票日 (父島)	4 月 27 日 (日)	午前 7 時から午後 8 時まで
選挙会 (開票)	4 月 27 日 (日)	午後 9 時から (即日開票)

< 投票所 >

父 島 : 小笠原村地域福祉センター 母 島 : 母島村民会館

投票所へは投票所入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や 20 歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は? 昭和 58 年 4 月 29 日以降 投票できません
昭和 58 年 4 月 28 日以前

小笠原村に住民登録を
したのはいつですか? 平成 15 年 1 月 21 日以前 投票できます ()
平成 15 年 1 月 22 日以降 投票できません

投票日の前日 (母島は繰上投票日の前日) までに小笠原村外へ転出される方は投票できません。

詳しくは、選挙管理委員会 (2 - 3 1 1 1) までお問い合わせください。

【不在者投票について】

投票は、原則として投票日 (もしくは繰上投票日) に投票所において行うものとなっています。
しかし、投票日に投票所へ行けない方のために不在者投票制度があります。
不在者投票所へは投票所入場券を持参してください。

不在者投票期間 4 月 22 日 (火) ~ 4 月 26 日 (土)
母島にお住まいの方は、母島繰上投票日の前日の 4 月 25 日 (金) まで
母島にお住まいの方が、父島で不在者投票をする場合は 25 日 (金) の正午まで

受付場所と時間 父島 : 村役場総務課 午前 8 時 30 分 ~ 午後 8 時
母島 : 母島支所 午前 8 時 30 分 ~ 午後 6 時

不在者投票用紙の請求について

不在者投票用紙の請求は、告示日前 (4 月 21 日 (月) 以前) でもできますのでお問い合わせください。
また、4 月 22 日 (火) は立候補者の届出日となっており、不在者投票記載台には立候補者の一覧が貼り出されていませんのでご注意ください。

【小笠原村以外の市町村で不在者投票される方について】

(有権者で不在者投票期間中、村内にいない方)

投票用紙等の請求について

父島にお住まいの方は、4月15日(火)までに村役場総務課または母島支所へ不在者投票の投票用紙等の請求を行ってください。(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

請求した投票用紙等は滞在先へ郵送されます。(4月20日(日)から発送いたします。)

受け取ったら本人が直ちに(ただし告示日の4月22日(火)以降)滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院等(注)に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

投票後は、投票を行った区市町村選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

(4月26日(土)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うよう余裕を持ってお済ませください。この便より後になりますと、投票が無効になりますのでご注意ください。)

注：指定病院について＝入院されている病院等が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院等のことをいいます。
(詳しくは入院されている病院等にご確認ください。)

母島にお住まいの方については、郵便事情により小笠原村外での不在者投票はできません。

【父島～母島間で、4月20日以降転居された方の投票について】

父島 母島へ転居された方 4月27日(日)の投票日に父島で投票となります。
(4月26日(土)までに母島支所もしくは父島の村役場において不在者投票を行うこともできます。)

母島 父島へ転居された方 4月26日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。
(4月25日(金)までに父島の村役場もしくは母島支所において不在者投票を行うこともできます。)

不在者投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において不在者投票できます。 × = 不在者投票できません。)

	不在者 投票場所	4 / 2 2 ~ 4 / 2 4	4 / 2 5	4 / 2 6 母島繰上投票日	4 / 2 7 投票日
父島 母島へ 転居された方	父 島 村役場総務課 8:30~20:00				×
	母島支所 8:30~18:00				
母島 父島へ 転居された方	父 島 村役場総務課 8:30~20:00		8:30~正午	×	×
	母島支所 8:30~18:00				

国民年金のお知らせ

【保険料】

平成 15 年度分 (平成 15 年 4 月から平成 16 年 3 月まで) の国民年金保険料は、平成 14 年度と同じ月額 13,300 円となります。将来満額の年金を受けるためには、20 歳から 60 歳までの 40 年間、保険料を納めなければなりません。

納め忘れた保険料をそのままにしておくと、年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。保険料は忘れずに納めましょう。なお、納め忘れがないように、口座振替を利用すると便利です。口座振替の手続は「国民年金保険料口座振替納付 (変更) 申出書」に必要事項を記載、押印のうえ、金融機関または郵便局に提出してください。

【保険料の免除】

国民年金保険料の免除承認期間は、申請した月の前月から翌年の 3 月まででしたが、平成 14 年 4 月から、申請した月の前月から翌年の 6 月までに変更になりました。平成 15 年 7 月以降も引き続き免除 (全額免除・半額免除) を希望する方は、7 月から 8 月末までに必ず免除申請をしてください。

【学生納付特例】

学生納付特例については、今までどおり申請した月の前月から翌年の 3 月までとなりますので、引き続き学生納付特例を希望する方は、4 月から 5 月末までに必ず申請してください。申請手続には、学生であることを証明する書類 (在学証明書または学生証の写し) 前年所得のある方は、所得を証明するもの、年金手帳が必要です。

問合せ先 村民課住民係 2 - 3 1 1 3 港社会保険事務所 03 - 5 4 0 1 - 3 2 1 1

ご存じですか！ 入院・通院のための高齢者運賃割引

満 70 歳以上の村民の方が内地の医療機関に入院または通院される場合、村が発行する運賃割引証により、おがさわら丸の運賃が「50%割引」になります。

また、この場合母島在住の方については、村発行のゴールドパスにより、ははじま丸の運賃が「無料」となります。高齢者に介護が必要な場合、介護者 1 名もこの制度が利用できますので、ぜひご利用ください。

ご存じですか！ ゴールドパス

満 70 歳以上の村民の方は、村が発行するゴールドパスにより、ははじま丸を年に 2 回「無料」でご利用いただけます。

また、母島在住の方については、このほかに「内地の医療機関に入院又は通院される場合」と「父島の介護施設を利用される場合」にもゴールドパスがご利用いただけます。

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3
母島支所庶務係 3 2 1 1 1

65 歳以上の方の介護保険料が変わります

平成 12 年から始まった介護保険は、40 歳以上のすべての人が保険料を納め、介護が必要になったときに必要なサービスを受けられるしくみです。

介護保険では、介護サービスや保険料が適当かどうかなど、3 年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことになっており、計画の見直しに伴い、平成 15 年 4 月からの 65 歳以上の方の保険料も変わることになります。

65 歳以上の方へは、小笠原村の介護保険財政の現状や新しい保険料額について、さらにご理解をいただくため、説明パンフレットを個別に配布する予定です。

平成 15 ~ 17 年度の第 1 号被保険者 (65 歳以上の方) 介護保険料	
区分 (対象者)	年額 (円)
第 1 段階 生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって、本人および世帯全員が住民税非課税の人	22,680
第 2 段階 本人および世帯全員が住民税非課税の人	34,020
第 3 段階 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	45,360
第 4 段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額 200 万円未満の人	56,700
第 5 段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額 200 万円以上の人	68,040



問合せ先 村民課住民係 2 - 3 1 1 3

固定資産税の納期

平成 15 年度固定資産税第 1 期の納期限は、4 月 30 日です。お忘れのないようお願いいたします。

また、郵便局または農協の口座からの自動払込による納付を申し込まれている方は、残高不足にご注意ください。

問合せ先 財政課税務係 2 3 1 1 2

固定資産課税台帳の閲覧

および価格等縦覧帳の縦覧

固定資産税は、総務大臣の定める固定資産評価基準により、村長が固定資産の価格を決定し、この価格にもとづいて課税されます。土地および家屋の所有者等は、この価格を知るため、固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

また、固定資産税の納税者は、村内の他の土地または家屋の価格と比較するため、価格等縦覧帳を縦覧できます。

閲覧および縦覧には要件がありますので、詳しくは財政課税務係にお問い合わせください。

【固定資産課税台帳の閲覧】

《期間》 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

(土日・休日除く)

《場所》 財政課税務係

母島支所庶務係

【価格等縦覧帳の縦覧】

《期間》

4 月 1 日～ 30 日 (土日・休日除く)

《場所》 財政課税務係

母島支所庶務係

問合せ先 財政課税務係 2 3 1 1 2

地域振興に係る補助事業の募集

(財) 東京都島しょ振興公社では、島しょ地域の地域振興に係る事業を行う団体・グループに対し、予算の範囲内において事業費の一部を補助する事業を行います。

補助の条件等は次のとおりです。

【補助対象団体】

概ね 5 名以上で構成され、振興公社が補助する事業に相応しい計画などを持つグループ、団体

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関する事業

地域振興に係る観光振興に関する事業

地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

【補助金額】

補助対象経費の 5 分の 4 以内で 100 万円 (特に必要と認められる事業については 200 万円) を上限とする。ただし、観光振興事業および 人材育成事業で、視察に関するものは 60 万円を限度とする。

【事業期間】

平成 16 年 3 月 31 日まで (特に必要と認められる事業については最長 2 年間)

【提出書類】

計画書 (指定様式)、収支計画書

会の規約、会員名簿

補助交付要綱は企画課で配付

【提出期限】 4 月 25 日 (金)

【提出先】 父島 企画課企画係

母島 母島支所

【注意事項】

振興公社では、提出された計画書をもとに補助事業の対象としかどつかを審査・決定しますので、計画書には事業の内容・目的および効果を詳しく明示してください。

問合せ先 企画課企画係 2 3 1 1 2

小笠原村職員の募集

【職種および採用人員】 保健師 若干名

【採用予定日】 平成 15 年 4 月以降

【勤務場所】 本庁または事業所

【待遇】 村給与条例等による

【応募資格】

昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 57 年 4 月 1 日までに生まれた方で、保健師免許を持っている方、または、採用日までに取得見込みの方

問合せ先 総務課総務係 2 3 1 1 1

苗木の配布

4 月 29 日みどりの日に、村役場で苗木を配布します。

身近に植物を置くことで、皆様が周辺緑化環境美化により関心を持っていただければと思います。

この機会にご自宅の庭や窓辺に苗木を置かれてみてはいかがでしょうか。

なお、苗木の本数に限りがありますので、村民の方に限らせていただきます。

はじめは一世帯につき一本の配布になります。

また、苗木は島外に持ち出すことのないようお願いいたします。

【日時】

4 月 29 日 (火) 午後 3 時

午後 2 時から整理券を配布します。

【場所】

《父島》 村役場南口前 (海側)

《母島》 母島支所入口

問合せ先

村民課環境衛生係 2 3 1 1 3

母島支所庶務係 3 2 1 1 1

情報公開制度開始

4 月 1 日から情報公開制度がスタートしました。

【窓口】 総務課および母島支所

【公開方法】

文書を見る、写真や録音テープを見たり聞いたりする、コピーを受取ることなどができます。

【公開請求できる人】

村民、村内に事務所がある会社など、これに勤務する人、村内の学校に在学する人、村の事務事業に利害関係を有する人 (利害に関する部分に限り)

【公開手続】

公開請求書を提出していただきます。

公開するかどうかの決定を文書で通知するので、公開する場合でも日数がかかります (原則 2 週間以内) 。

【公開手数料】

文書などを見たり聞いたりすることは無料です。コピー代 (A3 判以下 1 枚 20 円)、郵送料などは実費をいただきます。

【情報の任意的公開】

情報公開請求書を書かずに、公開してさしつかえない情報をコピーしてお渡しする簡便な方法もあります。ただし、閲覧はできません。 (コピー代がかかります)

問合せ先 総務課文書広報係 2 3 1 1 1

平和都市宣言碑完成

沖港船客待合所入口前に、不戦と恒久平和を誓つ小笠原村平和都市宣言碑が完成しました。船客待合所お立ち寄りの際は、ご覧ください。

問合せ先 母島支所 3 2 1 1 1

平成 15 年度小笠原村予算のあらまし

平成 15 年度小笠原村予算は、平成 15 年第 1 回小笠原村議会定例会において、予算特別委員会の審議を経て 3 月 23 日に可決されました。

本年度予算につきましては、平成 6 年度より進めている小笠原村第 2 次総合計画に掲げる目標の実現にむけ、「上下水道・道路等の生活基盤施設整備」「自立を目指した産業振興策の実施」「保健福祉・医療・教育の充実」「新集落整備の推進」「交通アクセス改善に向けての対応」などを基本として予算編成を行いました。また、返還 35 周年記念事業に要する経費を計上しました。

一般会計予算は、総額 37 億 4 千 4 6 1 万 7 千円で前年度当初予算と比較すると、2 億 4 千 4 0 5 万 3 千円、7%の増加となっています。

平成 15 年度予算の総合計画への反映状況は、次ページのとおりです。

一般会計歳入予算額

	金額 (千円)	構成比 (%)
村税	384,912	10.3
地方譲与税及交付金	56,238	1.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	150,864	4.0
地方特例交付金	18,768	0.5
地方交付税	913,777	24.4
分担金及負担金	28,819	0.8
使用料及手数料	230,152	6.2
国庫支出金	667,018	17.8
都支出金	528,823	14.1
財産収入	23,141	0.6
繰入金	227,986	6.1
村債	469,300	12.5
その他	44,819	1.2
計	3,744,617	100

一般会計歳出予算目的別額

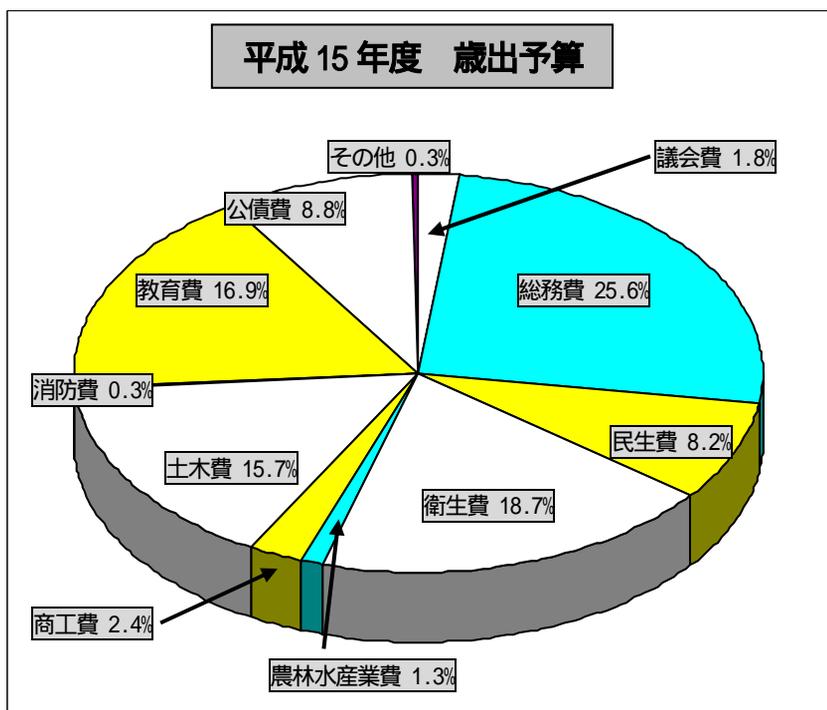
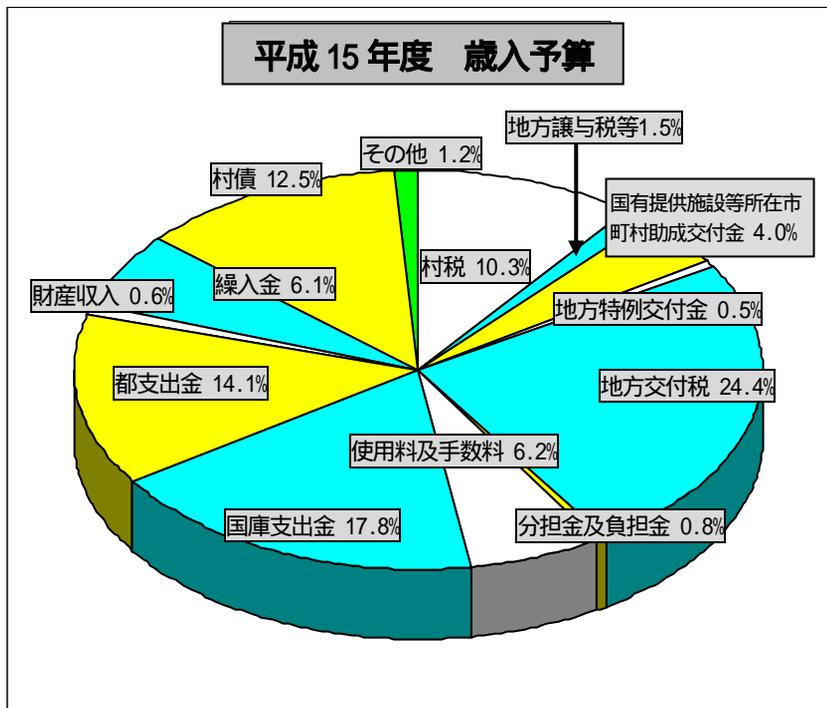
	金額 (千円)	構成比 (%)
議会費	67,641	1.8
総務費	958,916	25.6
民生費	307,609	8.2
衛生費	700,457	18.7
農林水産業費	50,168	1.3
商工費	88,153	2.4
土木費	588,211	15.7
消防費	10,662	0.3
教育費	631,216	16.9
公債費	331,529	8.8
その他	10,055	0.3
計	3,744,617	100

一般会計歳出予算性質別額

	金額 (千円)	構成比 (%)
人件費	695,767	18.6
物件費	1,000,113	26.7
補助費	297,431	7.9
普通建設事業費	1,072,989	28.7
公債費	331,529	8.8
扶助費	33,497	0.9
繰出金	273,313	7.3
その他	39,978	1.1
計	3,744,617	100

会計別予算計上額

	金額 (千円)	構成比 (%)
一般会計	3,744,617	82.0
国民健康保険特別会計	184,057	4.0
簡易水道事業特別会計	223,037	4.9
老人保健特別会計	97,223	2.1
宅地造成事業特別会計	162,276	3.6
農業共済事業特別会計	10,399	0.2
介護保険 (保険事業勘定) 特別会計	66,896	1.5
介護保険 (サービス事業勘定) 特別会計	78,824	1.7
計	4,567,329	100



平成 15 年度予算の総合計画反映状況

(千円)

章	節	予算額	主要事業項目
第 1 章	亜熱帯の自然と共生したモデルとなる地域づくり		
	1 計画的な土地利用	492,410	扇浦地区整備、都市計画マスタープラン策定、地籍調査他
	2 自然環境の保全と活用	5,027	野ネコ対策事業、南島移入種除去他
	3 環境美化の推進	13,870	シロアリ対策事業、美化運動他
	4 小笠原らしい景観形成	1,050	公共施設緑化他
	小 計	512,357	
第 2 章	島の特性を活かした快適で魅力のある生活環境づくり		
	1 航空路の早期開設	12,877	空港調査、早期開設推進
	2 交通環境の整備	76,276	村道整備、村営バス運行他
	3 情報通信体制の整備	111,128	テレビ運営費負担金、情報センター整備他
	4 良好な住環境の整備	52,350	火葬場実施設計、用地取得他
	5 上・下水道の整備	85,090	配水施設整備改良、管渠整備改良
	6 廃棄物対策の充実	15,271	リサイクル作業他
	7 消防防災体制の充実	7,905	災害用備蓄品の購入、防災訓練、防火水槽・消火栓工事他
	小 計	360,897	
第 3 章	観光と農漁業が連携した活力ある産業づくり		
	1 活力ある農業の振興	1,400	特産品販売等促進事業他
	2 安定した水産業の展開	15,316	水産資源増殖事業、種苗生産試験事業他
	3 魅力ある観光拠点の整備	16,714	小笠原海洋センター運営他
	4 観光客受入体制と P R 活動の強化	23,263	観光スポット整備、内地イベント参加、広告費他
	5 親しまれる商業地の整備	44	産業振興基金積立他
	6 消費生活の保護・充実	-	消費者意識高揚のための広報他
	小 計	56,737	
第 4 章	長寿社会に即したやさしさのある社会づくり		
	1 健康づくりの推進	1,648	健康教育、専門スタッフの充実他
	2 医療体制の充実	25,352	診療所整備、医療機器整備他
	3 高齢者対策の充実	107,361	介護委託、住民健診実施、福祉用具購入他
	4 地域福祉の推進	41,999	社会福祉協議会運営費補助、保育備品購入他
	5 コミュニティ活動の充実	180	コミュニティ団体活動助成他
	小 計	176,540	
第 5 章	時代の変化に対応した国際性豊かな人づくり		
	1 学校教育の充実	522,659	母島小中学校改築、父母交流学习他
	2 生涯学習の環境整備	-	学校施設の開放他
	3 小笠原文化の振興	6,570	文化団体振興補助、天然記念物調査、郷土資料収集他
	4 村民総スポーツの推進	5,718	社会体育振興補助、内地遠征試合補助他
	5 国際化への対応	-	国際交流の促進他
	小 計	534,947	
第 6 章	計画の実現を図るために		
	1 村民参加システムの確立	12,137	硫黄島訪島事業、各種審議会充実他
	2 広報広聴活動の充実	2,838	村民だより発行、村勢要覧他
	3 効率的な行財政運営の確立	24,314	O A システムの充実他
	4 職員の資質向上	3,092	職員研修参加実施他
	5 関係機関への要請	111	法定外公共物の譲与、関係機関への財政支援要請他
	小 計	42,492	
	総 計	1,683,970	

(注) 本表は第二次小笠原村総合計画の各項目ごとの事業経費であり、経常的な経費は含んでいないため、平成 15 年度予算総額とは一致しません。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

今年度の飼い犬の一斉登録・予防注射を次の日程で行ないます。
生後3カ月以上の飼い犬については、村への登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、飼い主に義務づけられていますので、忘れずに受けさせてください。

【父島】
《日時》 4月24日(木) 午前9時～正午
《場所》 保健所

【母島】
《日時》 4月25日(金) 午前10時～正午
《場所》 母島支所
【予備日】 海上模様等都合により実施できない場合(時間および会場は同じ)

《父島》 5月11日(日)
《母島》 5月12日(月)
【費用】
予防注射のみ 3550円
予防注射と登録 6550円
釣銭のないようお願いします。

問合せ先
村民課環境衛生係 2 3 1 1 3
母島支所庶務係 3 2 1 1 1
保健所 2 2 9 5 1

4月は家電の搬出月

使用済みエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は偶数月に共勝丸で島外搬出を行なっています。日程は決まり次第、村掲示板と防災無線でお知らせします。

詳細についてはお問い合わせください。
問合せ先
村民課環境衛生係 2 3 1 1 3
母島支所庶務係 3 2 1 1 1

不法投棄はやめましょう

生活から発生するごみには様々なものがありますが、廃棄物は法律により適正に処分することが定められています。

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)については、「家電リサイクル法」により資源回収が義務づけられています。美しい小笠原をごみであふれる島にしないため、ご協力をお願いします。
ごみの処分についてわからないことがあるときは、村役場にお問い合わせください。

問合せ先
村民課環境衛生係 2 3 1 1 3
母島支所 3 2 1 1 1

農薬は正しく使いましょ

3月10日に農薬取締法が改正されました。主な改正点は、
無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止(販売は従来から禁止)
農薬使用規程に違反する農薬使用の禁止

罰則の強化 などであり、農薬の製造、輸入、販売、使用するすべての国民に関係ある内容です。農薬は、農林水産省の登録番号のあるラベルを読んで使いましょ。

詳しい農薬情報は、農林水産省ホームページ(<http://www.narf.go.jp/nouyaku/>)の農薬コーナーをご覧ください。

問合せ先
産業観光課 2 3 1 1 4
小笠原支庁産業課 2 2 1 2 2



野ヤギ駆除事業報告

増え過ぎた野ヤギによる農業被害の防止のため、村で実施している野ヤギ駆除事業は、3月14日をもって平成14年度の事業を終了しました。

平成14年度は、東京都猟友会小笠原支部の多大なご協力により、合計駆除数166頭の実績をあげることができました。
関係各位および村民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

村では、平成15年度もヤギ駆除事業を継続していきますが、現在の方法だけでは父島の野ヤギを減少させることが難しい時期にきております。
父島や兄島においても、野ヤギによる自然植生被害が報告されていることもあり、単に農業被害対策にとどまらない抜本的な対策が必要となっております。

村もこの状況を踏まえ、国や都にも要望し、今後の対策を進めていきたいと考えておりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4



小笠原村奨学資金

村では、大学および高等専門学校または専修学校に在学し、心身健全にして、かつ経済的理由により就学困難な方を対象に学資金の貸し付けを行っています。

資格、条件など詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 教育委員会 2 3 1 1 7

夏休みのひと

母島巡回労働相談

小笠原総合事務所が実施する、4月の『母島巡回労働相談』の日程は次のとおりです。
当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

【日時】 4月21日(月) 午後5時～6時
【場所】 母島村民会館2階会議室
【相談内容】

- 労働条件(労働時間、賃金、解雇等)
- 求人求職(求人・求職申込等)
- 労災保険(加入、労災給付等)
- 雇用保険(加入、失業給付等)

問合せ先 小笠原総合事務所 2 2 1 0 2

沖港船客待合所使用開始

昨年8月から建替工事を行っていた沖港船客待合所は、皆様のご支援・ご協力により完成し、4月1日から使用開始となります。
旧施設と同様に、新しくなった船客待合所もお気軽にご利用ください。

問合せ先 小笠原支庁港湾課 2 2 0 1 5



東京都漁港管理条例の一部改正

一見漁港の漁港施設の一部については、既に、平成9年度から、小笠原島漁業協同組合が小笠原支庁の代行として、管理業務の一部を実施しています。

3月14日に東京都漁港管理条例の一部が改正され、4月1日から施行となります。

今後、一見漁港の漁港施設は改正された条例に基づき管理することになりますのでお知らせします。

【主な改正内容】

《利用料金関係》

指定施設を利用しようとする者は、知事の許可を得なければならない。
指定施設を利用する者は、管理受託者に利用料金を納付しなければならない。

利用料金の上限は、1隻あたり1月につき8800円、1隻あたり係留24時間まで1万円300円とする。

利用料金の額は、右記の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、管理受託者が定める。

《管理の受託関係》

知事は、一見漁港にあつては、漁港の管理に係る指定施設の利用、維持管理等に関する事務を小笠原島漁業協同組合に委託することができる。

港湾課では、現在、小笠原島漁業協同組合と管理委託内容等について、調整中です。関係者(現在、指定施設を利用されている方々)については、4月中旬に説明会を開催する予定です。

問合せ先 小笠原支庁港湾課 2 2015

東京都小笠原住宅

(父島・母島) 入居者募集

【募集対象】

4月1日から平成16年5月31日までに発生するおき家住宅

母島については新築住宅(2K)1戸を同時に募集します。

【申込資格】

昭和19年3月31日に小笠原諸島に住所を有し、かつ昭和43年6月25日に小笠原諸島以外の日本国内に住民登録していた方

の配偶者および直系血族の方で、小笠原村に永住を希望する方

申込日現在、小笠原村に住民登録している方

【申込期間】

4月23日(水)～5月9日(金)
郵送の場合は5月4日の消印まで有効

【申込書の配布】

4月23日から5月9日の間、申込書および「募集のご案内」を次の場所配布します。

小笠原支庁土木課

小笠原支庁母島出張所

東京都住宅供給公社募集センター

東京都総務局行政部振興企画課

【注意事項】

一般世帯向住宅第3順位の抽選に4回連続、家族世帯で参加される方は、第3順位の中で3戸分の優先枠が確保されることになりました。申込時にお申し出ください。

申込み・問合せ先

父島分 小笠原支庁土木課住宅係

2 2123

母島分 小笠原支庁母島出張所事務係

3 2121

小笠原から植物等を

持ち出される皆様へ

小笠原諸島には、農作物に大きな被害を与えるアフリカマイマイや、さつまいもなどの害虫であるアリモドキゾウムシ・イモゾウムシが発生しています。これらの害虫が発生していない地域へ広がることを防ぐために、さつまいもなどの一部の植物は、植物防疫法により、持ち出しが禁止されています。

また、小笠原諸島から内地へ持ち出される観葉植物などの鉢植え植物については、植物防疫官(母島は植物防疫補助員)により、アフリカマイマイが付着していないことの確認を行っています。これらの鉢植え植物を内地へ持ち出す際は、必ず植物防疫官の確認を受けるようお願いいたします。

【小笠原諸島から持ち出せないもの】

害虫	植物
アフリカマイマイ	あさがお・さつまいも・
アリモドキゾウムシ	くんばいひるがお等の生
イモゾウムシ	茎及び生塊根等の地下部

【鉢植え植物の確認実施場所】

場所	対象物	時間
小笠原 総合事務所	郵パック ・宅急便	平日(午前8時 ～午後5時)
一見漁港 船客待合所	手荷物 ・携帯品等	定期船出港口 出港1時間～
東京島しよ 農協小笠原 母島支店	母島では植物防疫補助員が 植物の確認を実施しています。	

問合せ先 小笠原総合事務所業務課

防疫主査 2 2145

ホームページ <http://www.pps.go.jp/>

高齢者在宅サービスセンター

非常勤職員募集

【職種および採用人員】 寮母 1名

【採用期日】 5月1日

【仕事内容】

デイサービス・ショートステイでの介護業務(送迎、入浴、食事、趣味生きがい活動など)

【勤務日】

月曜日～金曜日(ショートステイ利用時は土日・祝日の勤務あり)

【勤務時間】

午前9時～午後5時(ショートステイ利用時は夜勤等の変則勤務あり)

【応募資格】

普通自動車運転免許を有すること。
介護福祉士、ヘルパー2級等の資格取得者および施設介護経験者、ヘルパー経験者歓迎

【募集期間】 4月1日(火)～18日(金)

【その他】 社会保険完備

同時に登録介助員も募集中です。

問合せ先

小笠原村高齢者在宅サービスセンター

(明老会) 2 3911



地域福祉センター 父島図書室より

【第45回】子どもの読書週間

たいせつな一冊、一生のともだち
2003年の「子どもの読書週間」が、4月23日から5月12日まで実施されます。子どもたちに、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけさせる好機です。ご家庭でも、お子さんの読書や図書室の利用法など、話し合ってみてはいかがでしょうか。



【新しい図書をいただきました】

都立中央図書館の再活用資料・約4万冊の中から必要なものを選び、426冊をいただきました。現在ボランティアさんにお手伝いいただいて配架作業をしています。

【図書ボランティアをしてみませんか】

ラベル貼りやスタンプ押しなど、図書室に並べる本の準備をお手伝いしていただきます。ご都合のよい時間だけの参加でも結構です。

《日時》 毎週水曜日

午前9時30分～11時30分

《場所》 地域福祉センター

ボランティアコーナー

【お話の会へのお誘い(第8回)】

ボランティアによる「お話の会」が1カ月に1回位の予定で行われています。絵本を読んだり、お話をしたりします。聞きたいお友達は、遊びに来てください。図書室のポスター等でもお知らせします。

《日時》 4月26日(土)

午前11時～11時30分

《場所》 地域福祉センター子供図書室

問合せ先 加藤 啓子 2 3798

テレビ視聴管理組合加入のお願い

皆さんが現在ご覧になっている地上波放送は、民間の通信衛星を介して本土電波を送信。小笠原村で受信するシステムを採用し、平成8年より本土のテレビ放送をリアルタイムで楽しんでいただいています。

しかし、この通信衛星の使用料、施設の維持管理費など合計で約3億5千万円の費用がかかるため、これを東京都、放送事業者、小笠原村(村民を含む)で分担しています。そこで、テレビをご覧になる方には、一般世帯の場合、月々3千円の利用料の負担をいただいています。

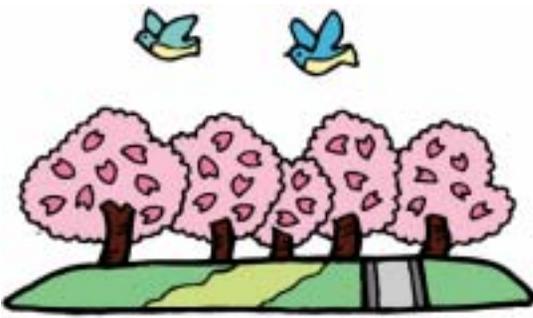
小笠原村テレビ視聴者管理組合に加入いただき、利用料をお支払いの上、地上波テレビ放送をご覧くださるようお願いいたします。

【受付場所】

テレビ視聴管理組合(村役場第2庁舎) 村役場母島支所

問合せ先 小笠原村テレビ視聴管理組合

2 3510



健康づくり

乳幼児健診・歯科健診(父島)

対象者の方には、個別に通知します。

6歳未満の乳幼児で健診を希望される方は、事前に電話での予約をお願いします。

【対象者】 3、4カ月、6カ月、9カ月

1歳6カ月、3歳の乳幼児

【日時】 4月17日(木) 午後2時～4時

【場所】 地域福祉センター2階

問合せ先 健康福祉課 2 3939



小笠原ホエールウォッチング

協会(OWA)のコーナー

エコツーリズムのすすめ パート22

「小笠原のエコツーリズム

～世界自然遺産の候補に??」

世界自然遺産と言えば、日本では屋久島と白神山地の2箇所しか登録されておらず、その知名度の高さと登録後の地域振興の効果は誰もが知るところです。

先月3日に世界自然遺産の推薦検討会が環境省と林野庁で行われ、「次の推薦候補地には早くも小笠原諸島と富士山を推す声が上がった」との情報がニュースで流れました。

小笠原諸島には、たくさんの固有種や絶滅危惧種などの貴重な自然があります。しかし、世界自然遺産に登録されるためには、貴重な自然を有しているだけでは登録されません。

自然を守るための法律、制度、仕組み等が整備されていないければ登録されないそうです。小笠原の場合、「自然を守る仕組みが少し足りないのでは?」と元環境省幹部に助言されたことがあります。小笠原の価値ある自然を守るためにも、そして地域振興を図るためにも、貴重な財産(資源)である自然をどのようにして守りながら利用していくのかということをお村民全員で考えていかなければいけませんね。

エコツーリズム：持続的な地域の自然文化の保護とその観光利用の両立を図って地域振興するという考え方。

第17回インタープリター養成講座(勉強会)

「クジラ散策」三日月山まで 歩いてクジラを探そう!

【内容】

三日月山までの道のりを歩きながら小笠原諸島に特徴的な生き物や歴史・文化などの紹介をします。また、三日月山ではのんびりとクジラを探します。

【日程】 4月6日(日) 午後2時～5時

19日(土) 午前9時～正午

26日(土) 午前9時～正午

雨荒天順延

【集合場所】 B しつぷ(商工観光会館)

【募集人数】 各回5名(要予約)

【参加資格】

18歳以上の村民、またはOWA認定インタープリター

【持ち物】 筆記用具、飲み物、

双眼鏡(持っていれば)

申込み・問合せ先

小笠原ホエールウォッチング協会

2 3215



海洋センターだより その22

リピーターを控え!

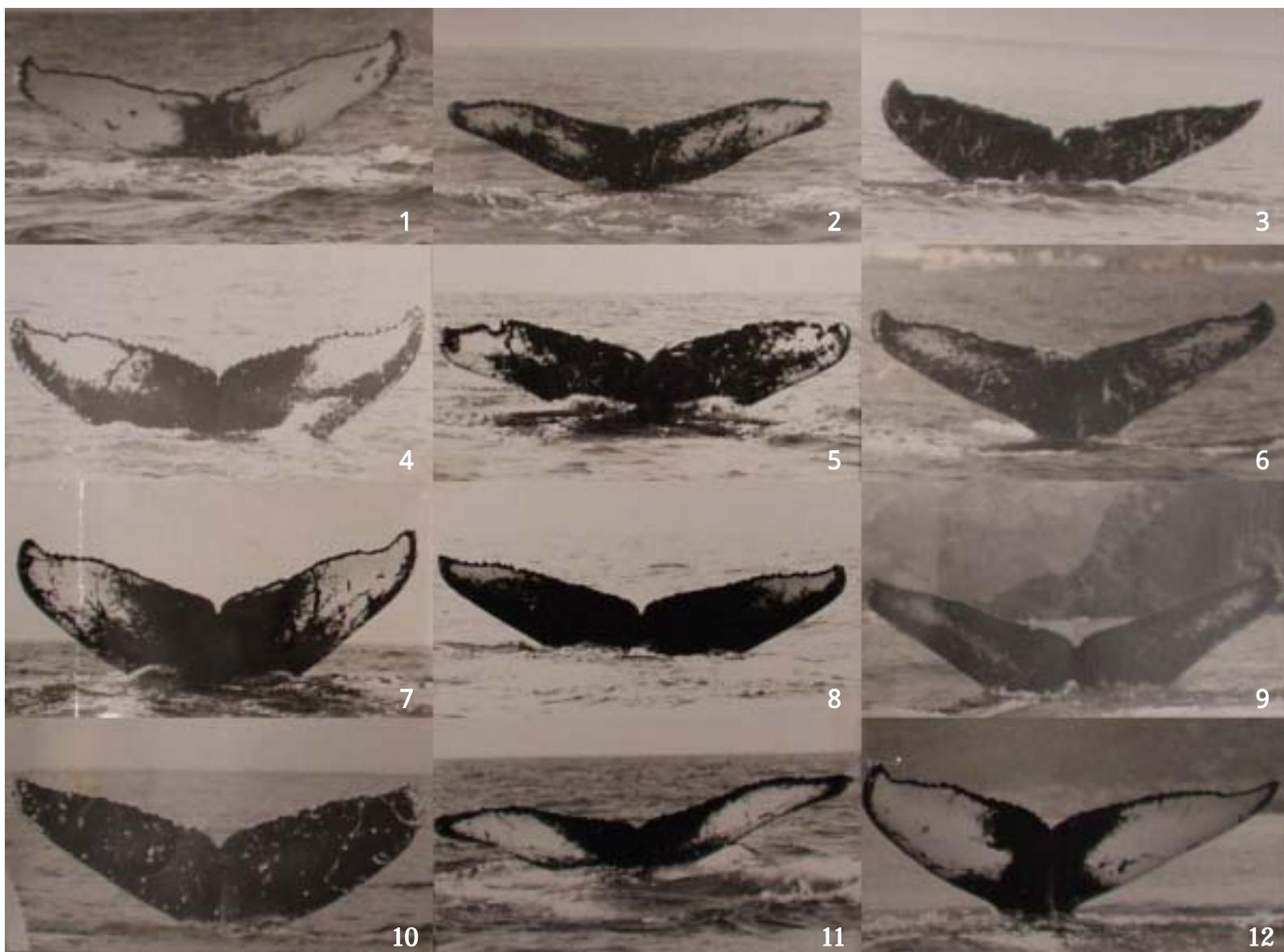
春の陽気になるかと思われましたが、なかなか安定しないお天気が続いています。それでもクジラは今日も元気に潮を吹いています。さて今回は、海洋センターで蓄積している1987年から2002年までのザトウクジラの記録の中で、特に見られたシーズンの多いクジラをご紹介します。

表が示すとおり、何頭かのクジラは小笠原の海にほぼ毎年帰ってくるのがわかります。これらの記録は、あくまでも調査時に得たものですので、実際の来遊シーズンはこれよりも多いことが考えられます。

繁殖海域では、雌よりも雄の方が活発に動き回ると言われており、上位ランキングの中に雄が多いのも、調査船との遭遇率が高いからではないでしょうか。

まだまだ続くザトウクジラのシーズン。ウオッチングにお出かけの際は、ぜひ彼らを探してみてください。

問合せ先 小笠原海洋センター
(日本ウミガメ協議会) 2 2830



識別#	写真	性別	年数	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
O - 120	1		12																
O - 73	2		11																
O - 40	3		11																
O - 184	4		11																
O - 38	5		10																
O - 58	6		9																
O - 69	7		9																
O - 181	8		9																
O - 9	9		9																
O - 56	10		9																
O - 54	11	?	9																
O - 141	12		8																

1987年のデータは、水中写真家の望月昭伸氏の写真を使用。

4月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	火	東京都知事選挙不在者投票期間(～12) 南島・石門「適正な利用のルール」実施	16	水	小笠原返還35周年記念事業 オープニングイベント 高校図書館開放
2	水		17	木	出港日  乳幼児健診・歯科健診(父島)
3	木	入港日  定期予防接種(ポリオ・ 三種混合・風疹・麻疹・日本脳炎)	18	金	高齢者在宅サービスセンター非常勤職員募集締切
4	金		19	土	インタープリター養成講座 高校図書館開放
5	土	東京ドーム小笠原村プレゼントデー 高校図書館開放	20	日	入港日  プレジャーボート責任保険説明会(父島)
6	日	出港日  インタープリター養成講座	21	月	母島巡回労働相談
7	月	小笠原小・中学校始業式 母島小中学校始業式 小笠原高校始業式	22	火	小笠原村議会選挙不在者投票期間(～26)
8	火	小笠原小・中学校入学式 母島小中学校入学式 小笠原高校入学式	23	水	出港日  東京都小笠原住宅入居者募集(～5/9) 高校図書館開放
9	水	入港日  高校図書館開放	24	木	飼い犬登録と狂犬病予防注射(父島)
10	木	小型船舶免許更新講習	25	金	地域振興に係る補助事業募集締切 飼い犬登録と狂犬病予防注射(母島)
11	金	東京都知事選挙母島繰上投票日	26	土	小笠原村議会議員選挙母島繰上投票日 父島図書室「お話の会」 インタープリター養成講座 高校図書館開放
12	土	出港日  高校図書館開放	27	日	 入・出港日  小笠原村議会議員選挙投票日
13	日	東京都知事選挙投票日	28	月	
14	月		29	火	苗木の配布 みどりの日
15	火	入港日 	30	水	入港日  平成15年度固定資産税第1期納期限 高校図書館開放

